員会及び国の機関

二条第五項の規定により読られた同条第一項

員会及び国

一　組織委員会　当該派遣警察庁所属職員等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項第三号の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した期末手当等（読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬の月額（地共済法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

に改め、同条第五項第一号を次のように改める。

第四条第六項中「地共済令」を「地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第七号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　組織委員会　当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条第一項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二　国　当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令の一部改正）

**第十三条**　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四十三条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条第二項中「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、同条第四項中「とし、その他の職員」の下に「については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に、「ものとし、その他の職員」を「もの」に、「」とし、その他の職員」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「」に、「「組合員の掛金及び地方公共団体」を「地方公共団体」に、「組合員の掛金及び国の負担金」を「国の」に、「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号」を「第三号に掲げるものは、同号」に、「」及び国の負担金」を「」及び国の」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「第百十三条第二項第二号及び第三号」を「第百十三条第二項第三号」に、

| | | |
|---|---|---|
| 第百十六条第一項 | 地方公共団体 | 国 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 第百十六条第一項 | 地方公共団体の機関 | 国の機関 |
| | 規定により地方公共団体 | 規定により国 |
| | 職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。） | 職員団体 |

に、

| | | |
|---|---|---|
| 第百十六条第一項 | 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体 | 組織委員会及 |
| | 地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体 | 組織委員会及 |

を

| | | |
|---|---|---|
| 第百十六条第一項 | 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体 | 組織委員 |
| 第八十二条第一項 | 地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。） | 第八十二み替えら組織委員 |

び国の機関

び国

会及び国の機関

条第五項の規定により読れた同条第一項

会及び国

に改め、同条第五項第一号を次のように改める。

一　組織委員会　当該派遣警察庁所属職員等に係る読替え後の地共済法第百十三条第二項第三号の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（読替え後の地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した期末手当等（読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬の月額（地共済法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額